

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目43番 2 号
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 新本 政秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 1 号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 伸幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 30,952,606,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年9月28日付けで提出いたしました有価証券届出書につきましては、平成24年10月22日及び平成24年11月12日に有価証券届出書の訂正届出書を提出していましたが、当社に対して訴訟が提起され、当該訴訟に関する臨時報告書を平成24年11月13日に関東財務局長に提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正し、当該臨時報告書をその他の参考情報に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第二部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(2) その他

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(2)【その他】

(訂正前)

<略>

(訂正後)

<略>

③訴訟の提起

当社は、訴訟の提起を受け、当第2四半期連結会計期間終了後に当該訴訟に係る訴状の送達を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

1・訴訟の提起があった年月日

平成24年6月28日（訴状送達日：平成24年11月12日）

2・訴訟の内容及び請求金額

当社が過去の損失の計上を先送りするために、平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書並びに平成21年3月期から平成23年3月期までの内部統制報告書に虚偽記載を行い、それにより合計で19,253百万円の損害を受けたとして、ティーチャーズ・リタイアメント・システム・オブ・ステート・オブ・イリノイ(所在地：アメリカ合衆国イリノイ州スプリングフィールド市ウェストワシントンストリート2815)ほか、海外の機関投資家及び年金基金等、合計49社が、民法第709条及び第715条、会社法第350条並びに金融商品取引法第21条の2に基づき、損害の賠償を求める訴えを提起したものです。

訴状に記載の損害賠償請求金額は、19,253百万円及びこれに対する平成23年10月14日から支払済みまで年5分の割合による金員です。但し、原告らのうち1社が、訴状送達前に訴えを取り下げており、その損害賠償請求金額が115百万円であるため、現時点での損害賠償請求金額は、19,138百万円及びこれに対する平成23年10月14日からの支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

3・今後の見通し

本訴訟による金額的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

<中略>

(52) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書です。	平成24年8月24日 関東財務局長に提出。
(53) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成20年4月1日 (第141期) 至 平成21年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(54) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成21年4月1日 (第142期) 至 平成22年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(55) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成22年4月1日 (第143期) 至 平成23年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(56) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成23年4月1日 (第144期) 至 平成24年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(57) 有価証券届出書及びその添付書類		平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(58) 有価証券届出書の訂正届出書		平成24年10月22日 関東財務局長に提出。
(59) 臨時報告書の訂正報告書	(注3)	平成24年11月12日 関東財務局長に提出。

(注1)～(注3) (略)

(訂正後)

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

<中略>

(52) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書です。	平成24年8月24日 関東財務局長に提出。
(53) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成20年4月1日 (第141期) 至 平成21年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(54) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成21年4月1日 (第142期) 至 平成22年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(55) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成22年4月1日 (第143期) 至 平成23年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(56) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書	事業年度 自 平成23年4月1日 (第144期) 至 平成24年3月31日	平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(57) 有価証券届出書及びその添付書類		平成24年9月28日 関東財務局長に提出。
(58) 有価証券届出書の訂正届出書		平成24年10月22日 関東財務局長に提出。
(59) 臨時報告書の訂正報告書	(注3)	平成24年11月12日 関東財務局長に提出。
(60) 臨時報告書	<u>金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書です。</u>	<u>平成24年11月13日 関東財務局長に提出。</u>

(注1)～(注3) (略)